

資料 2

○北斗市総合教育会議の運営に関する要綱（案）

平成27年11月19日北斗市総合教育会議決定

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、北斗市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（構成員）

第2条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

（会議の招集）

第3条 市長は、会議を招集するときは、会議の日時、場所その他必要な事項をあらかじめ教育委員会に通知するものとする。

2 市長は、緊急に会議を開催する必要があると認める場合は、市長及び教育長の出席により会議を開催することができる。

（会議の進行）

第4条 会議の進行は、市長が行う。

（会議の公開）

第5条 会議は、公開するものとする。ただし、法第1条の4第6項ただし書きに規定する場合に該当するときは、この限りでない。

（会議の傍聴）

第6条 会議の傍聴に関し必要な事項は、会議が別に定める。

（議事録）

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく会議の会議録を作成し、これを公表するものとする。ただし、第5条ただし書きに規定する場合にあっては、議事録を公表しないことができる。

（庶務）

第8条 会議の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が定める。